

特定行政庁・指定確認検査機関 建築確認事務等ご担当者さま

建築士名簿の簡易検索システム（簡易システム）

利用申込書の送付について

平成24年12月5日
一般財団法人建築行政情報センター

日頃より当財団の事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

従前よりご案内をさせていただいておりました、平成25年1月から開始される「建築確認申請時の免許登録等の有無の確認」に簡易システム（無料版）を利用される場合の申込書をお送りいたします。

簡易システム（無料版）の利用をご希望の場合には、添付の申込書に必要事項をご記入の上、郵送・メール・FAX等でご返信ください。

（返信先）

郵送：〒162-0825

東京都新宿区神楽坂一丁目15番地 神楽坂一丁目ビル4F
一般財団法人建築行政情報センター 企画課 あて

メール：dbinfo@icba.or.jp

一般財団法人建築行政情報センター 企画課 あて

FAX：03-5225-7731

一般財団法人建築行政情報センター 企画課 あて

申込書到着後、ログインID、ログインパスワード、接続先URL等を書面でお知らせ（郵送）いたします。

本申込書は平成24年度（平成25年1月から3月まで）のものとなります。平成25年度の利用申込みについては改めてお知らせする予定です。

簡易システム（無料版）の提供は平成25年1月から1年間となりその後は建築行政共用データベースシステム建築士・事務所登録閲覧システム（有料版）に切り替わりとなります。

簡易システム（無料版）提供期間内であればいつでも有料版へ切り替えができます。

また、ご不明点やご質問等ございましたらご説明にもお伺いしておりますのでお気軽にご連絡ください。

既にお問い合わせをいただいている特定行政庁・指定確認検査機関の方へも重ねてのご連絡となっておりますことをお許してください。

本件に関しまして別途ご担当の方がおられましたらお手数をお掛けいたしますがご転送いただければ幸いです。

何卒、宜しくお願い致します。

（添付資料）

・ 建築士名簿の簡易検索システム利用申込書・利用約款..... 1部

（問合せ先）

一般財団法人建築行政情報センター

電話 : 03 - 5225 - 7703 / 7706

メール : dbinfo@icba.or.jp

（担当者）

北海道・東北・関東地方整備局管内：目黒（めぐろ）

上記以外の地域 : 荘野（しょうの）

平成24年度用

建築士名簿の簡易検索システム 利用申込書

平成 年 月 日

一般財団法人建築行政情報センター
理事長 松野 仁 殿

建築士名簿の簡易検索システム（以下「簡易システム」という。）の利用を下記のとおり申し込みます。簡易システム利用にあたっては、利用約款を遵守します。

なお、簡易システムの提供期限（平成26年1月）までに、建築行政共用データベースシステムの建築士・事務所登録閲覧システムを利用手続きを開始します。

団体名			
代表者名			
所在地	〒		
電話番号			
連絡担当		MAIL	
利用期間	平成 25 年 月 日	～	平成 25 年 3 月 31 日（利用約款第7条関係）
備考			

注記

- ① 本申込書受付後、数日以内にID・パスワード及び接続URLを上記連絡担当様にご連絡します。（利用約款第10条）
 - ② ID・パスワードは、厳重に管理くださいますようお願いいたします。（利用約款第10条第5項）
 - ③ 万一、ID・パスワードが漏えいし、個人情報漏えい事故が発生した場合は、ICBAによる原因調査への協力をお願いするとともに（利用約款第13条）、当該事故に関してICBAに発生した場合はその賠償を求めることがあります。
 - ④ 簡易システムの運用時間は、午前5時から翌午前3時までです。（利用約款第5条）
 - ⑤ 職員の自宅PC等、執務室以外から簡易システムを利用されないよう厳重にご注意ください。（利用約款第11条第三号）
 - ⑥ 利用手续完了後、貴団体が簡易システムを利用していることを公表することがあります。（利用約款第18条）
 - ⑦ 一般財団法人建築行政情報センターは、一般社団法人新・建築士制度普及協会より委託を受け、簡易システムを提供、維持管理しております。（利用約款第1条）
- ※ 平成25年4月以降のご利用については、追ってご案内いたします。

共用DBに関するシステムサポート連絡先（利用約款第5条関係）
お問合せ 電話 03-5225-7706 MAIL dbinfo@icba.or.jp

建築士名簿の簡易検索システム 利用約款

第1条 総則

本約款は、一般社団法人新・建築士制度普及協会の委託により一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」）が構築・提供・維持管理する建築士名簿の簡易検索システム（以下「簡易システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 定義

本約款で使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 利用申込書 利用団体の利用内容等について、利用団体及びICBAが各々合意した文書（合意した内容を変更する文書を含む）
- 二 総合管理センター 簡易システム提供のためのICBAが保有するサーバ機器、ソフトウェアその他の設備群
- 三 本サービス 簡易システムの提供その他簡易システム利用に係る付帯サービスの総称
- 四 本サイト 本サービスのコンテンツが掲載されたICBAのサイトの総称
- 五 利用者 本サービスを利用する権限を与えられた利用団体の担当職員

第3条 本サービスの利用権

ICBAは、本サービスの利用権を利用団体に付与し、利用者は本サービスを本約款及び本サイトに定められた条件（以下「利用規定等」）で利用することができる。

第4条 簡易システムの機能

利用団体は簡易システムにより、国及び中央指定登録機関並びに都道府県及び指定登録機関等が登録した建築士名簿情報（資格、処分歴、定期講習受講歴等）の一部を閲覧することができる。

第5条 利用時間

簡易システムの運用時間は、午前5時から翌午前3時までとする。

第6条 推奨環境

利用者が使用する接続回線及び満たすべき端末機器の仕様（以下「本サービス推奨環境」）は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 接続回線 インターネット回線
- 二 端末機器（パソコン）の動作環境
OS：Windows XP(SP2以上)、Windows Vista、Windows 7
ブラウザ：IE6(SP2以上)、IE7、8、9又はFirefox3
日本語変換機能：IME2007又はATOK2008
漢字コード：JIS2004

第7条 利用期間

本約款の有効期間は、利用申込書に定めるとおりとする。

第8条 利用料金

本サービスの利用は無料とする。

第9条 外部委託

ICBAは、本サービスに関する業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。この場合、ICBAは当該委託先の行為について責任を負う。

第10条 ID及びパスワード

利用団体は、本サービスの利用開始に当たり、ID及びパスワードの連絡先その他ICBAの定める事項をICBAに連絡する。

- 2 ICBAは、前項の連絡を受けた場合、利用団体にID及びパスワードを発行する。
- 3 ID若しくはパスワードを紛失した場合または漏えいの疑いがある場合は、速やかにICBAに報告するとともに、そのID及びパスワードを抹消する。
- 4 利用者は、ID及びパスワードの発行が完了した時点から、ウイルス対策等セキュリティが講じられた端末装置を用いて本サービスを利用することができる。
- 5 利用団体は、ID及びパスワードを利用者に厳重に管理させなければならない。

第11条 禁止行為

本サービスの利用に際し、ICBAは利用団体及び利用者に対し、次に掲げる行為を禁止する。

- 一 建築行政の遂行に必要な目的以外への建築士名簿情報の利用等、自らの職務権限の範囲を超えた利用
- 二 利用団体における建築行政業務に携わる者以外の者への、共用DBを利用して得た情報の開示または提供
- 三 利用団体の執務室以外の場所における本サービスの利用
- 四 利用者以外へのID及びパスワードの貸与、譲渡、名義変更、売買等の処分
- 五 利用者以外へのID及びパスワードの提示、掲示その他利用者以外に見られる状態とする行為
- 六 ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等の送信その他第三者の設備等又はデータベースシステム用設備の利用若しくは運営に支

障を与える行為

- 七 ICBA若しくは第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉その他の権利または利益を侵害する行為その他ICBAまたは第三者に不利益を与える行為
- 八 利用団体の内部規定に違反する行為
- 九 法令若しくは公序良俗に違反する行為
- 十 その他ICBAが不適切と判断する行為

第12条 運用停止

ICBAは、あらかじめ利用団体に通知して、点検、保守作業、法改正による簡易システム変更等のために総合管理センターの運用を停止することができる。

- 2 ICBAは、天災等の不可抗力、火災、電力の供給停止、簡易システム格納施設の空調不具合、通信回線の事故等のときは、建築士名簿情報の保全のために、総合管理センターの運用を停止する。
- 3 利用団体が前条各号のいずれかの行為を行った場合、ICBAは利用団体への通知なしに、総合管理センターの運用を停止することができる。

第13条 情報セキュリティ

利用団体は、本サービスの利用において知り得た秘密を他に漏えいしてはならない。

- 2 前項の秘密保持義務は、本サービスの終了後も存続する。
- 3 建築士名簿情報の漏えい等情報セキュリティ事故が発生した場合、ICBAはその原因を調査することができる。
- 4 前項の調査のため必要な場合、ICBAは利用団体に協力を求めることができる。利用団体はこれに協力しなければならない。

第14条 免責

ICBAは、次の各号に掲げる事項により利用団体に生じた損害について、利用団体に対する損害賠償の責を負わないものとする。

- 一 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
- 二 簡易システムからの応答時間等、接続回線に起因する損害
- 三 ICBAが第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトによって防げなかったコンピューターウイルスに起因する損害
- 四 善良なる管理者の注意義務をもってしても防衛し得ない総合管理センターへの第三者による不正アクセス若しくはアタックまたは通信回線上での傍受に起因する損害
- 五 OS、ミドルウェアその他のICBAの開発に係らないソフトウェア及びデータベースに起因する損害
- 六 利用団体によるユーザーID及びパスワードの管理不備に起因する損害
- 七 利用規定等の違反に起因する損害
- 八 第13条の規定による本サービスの運用停止に起因する損害
- 九 その他ICBAの責めに帰すべからざる事由に起因する損害

第15条 解除

利用団体またはICBAが利用規定等に違反したときは、相手方は催告の上、本サービスに係る契約を解除することができる。

- 2 本サービスに係る契約が解除されたときまたは終了したときは、利用団体は本サービスの利用権を失う。

第16条 損害賠償

利用団体が利用規定等に違反したときは、ICBAはそれにより生じた損害の賠償を請求することができる。

第17条 知的財産権の帰属

利用団体及びICBAは、本サービスに関する著作権、特許権その他の知的財産権（以下単に「知的財産権」）がICBAに帰属することを確認する。

第18条 利用団体の公表

ICBAは、国、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関の利用の便を図るため、本サービスを利用団体が利用していることを公表することができる。

第19条 合意管轄

利用団体及びICBAは、本約款に起因する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第20条 紛争解決

本約款について疑義が生じたときまたは紛争が生じたときは、利用団体及びICBAは互いに信義をもって誠実に協議する。

建築士名簿の簡易検索システムにより表示された データのお問い合わせについて

一般財団法人建築行政情報センター
平成25年1月10日

建築士名簿の簡易検索システム(簡易システム)によって表示された登録内容については、資格種別や登録地により、別紙の問合せ先にご確認ください。ICBAでは登録内容の是非・修正・不備等については関知できません。お問い合わせいただいても対応ができませんのでご注意ください。

システムでは登録されている内容をそのまま表示しておりますので、表示内容に誤りがあれば登録情報を修正するように申請者等にお伝え下さい(表示されるべき内容が空欄の場合も同様です)。

登録情報修正の問い合わせ先は別紙のとおりです。受付窓口にてご自由にご配布ください。

(よくあるお問い合わせ)

1. 登録内容が申請書と異なる場合がある

(1)「免許証原本」(2)「システムに登録された内容」(3)「申請書に記載された内容」の順に正しいものと考えられます。登録データと申請書記載内容が異なる場合は、建築士に免許証原本の提示又は建築士登録内容の証明書の提示を求めて確認して下さい。

なお、登録データを訂正する場合、一級・構造設計一級・設備設計一級であれば(公社)日本建築士会連合会、二級・木造の場合は登録された都道府県又は(指定登録機関に指定されている)建築士会にご連絡していただく旨ご説明下さい(連絡先は別紙参照)。

2. 該当する建築士が存在しない

- 1) 入力したキー項目(級・登録都道府県(一級の場合は大臣)・登録番号)に誤りがないかご確認下さい。特に二級・木造の場合、建築士が登録都道府県を誤って認識している場合もあります。また、登録番号の最初に第 123号や第() 123号の様に に地域の名称が使われている場合があります(括弧付きの場合もあります)。当該部分の名称が誤っている場合にも該当者が表示できません。
- 2) キー項目に誤りがない場合には、建築士に免許証原本の提示又は建築士登録内容の証明書の提示を求めて確認して下さい。

3 . 旧姓・通称名について

申請書に旧姓又は通称名を使う場合、登録時に**建築士本人の希望**により旧姓・通称名の登録を行うことができます。その場合はシステムでも表示されるので建築士の確認が円滑にできることとなります。旧姓・通称名が表示されない場合は、登録時（変更時）に登録を希望しなかったということとなります。

なお、二級・木造の場合以下の都道府県では、旧姓又は通称名の表示を不可としています。その場合は登録されていても表示されません。

(旧姓表示不可) : 青森県・長野県・京都府・島根県
(通称名表示不可): 青森県・長野県

4 . 名前に#記号が表示される

紙の建築士名簿を電子化した際、読めない字や外字については、所管する都道府県の指導により#記号で登録している場合があります。その場合は、**免許証原本**の提示又は**建築士登録内容の証明書**の提示を求めて確認して下さい。

5 . 生年月日が平成 99 年 1 月 1 日、合格年月が空白

紙の建築士名簿を電子化した際、生年月日の記載がない場合があります、その場合は都道府県の指導により平成 99 年 1 月 1 日として登録している場合があります。また、合格年月が不明のため空白のデータもあります。

(別紙)

お問い合わせ先

【一級建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士】

名称	担当部署	連絡先
公益社団法人 日本建築士会連合会	建築士登録部	03 - 6436 - 1401 http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/
国土交通省	住宅局建築指導課	03 - 5253 - 8111

【二級建築士・木造建築士】

名称	担当部署	連絡先
北海道	建設部住宅局建築指導課 建築基準グループ	011 - 231 - 4111 内線 29-476、29-477
一般社団法人 北海道建築士会		011 - 251 - 6076 http://h-ab.com/association/enrollment.html
青森県	県土整備部建築住宅課 建築指導グループ	017 - 734 - 9693
社団法人 青森県建築士会		0177 - 73 - 2878 http://www.aomori-aba.or.jp/aba_about/about_nikyu.html
岩手県	県土整備部建築住宅課 建築指導担当	019 - 629 - 5935
社団法人 岩手県建築士会		019 - 654 - 5777 http://www.iwatekenchikushikai.ecnet.jp/07.jimukyoku/framepage07.htm
宮城県	土木部建築宅地課 企画調査班	022 - 211 - 3245
社団法人 宮城県建築士会		022 - 298 - 8037 http://kenchikushikai.net/
秋田県	建設部建築住宅課 建築物安全安心推進班	018 - 860 - 2565 http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1139554808915/index.html
山形県	県土整備部建築住宅課 建築行政担当	023 - 630 - 2636
社団法人 山形県建築士会		023 - 643 - 4568 http://www.yamagata-ken.org/2kyu_annai/
福島県	土木部建築指導課	024 - 521 - 7523
社団法人 福島県建築士会		024 - 523 - 1532 http://www.fukushima-aba.or.jp/category_3/category_3.html

名称	担当部署	連絡先
茨城県	土木部都市局建築指導課 監察・免許グループ	029 - 301 - 4722
社団法人 茨城県建築士会		029 - 305 - 0329 http://homepage1.nifty.com/ishikai/00_whatsnew/2kyu-annai.htm
栃木県	県土整備部建築課	028 - 623 - 2514
社団法人 栃木県建築士会		028 - 639 - 3150 http://www.tochigi-kenchikushikai.or.jp/
群馬県	県土整備部建築住宅課 企画指導係	027 - 226 - 3708
一般社団法人 群馬建築士会		027 - 252 - 2434 http://homepage3.nifty.com/g-kenchiku/sinsei/sinsei.html
埼玉県	都市整備部建築安全課 総務・監察担当	048 - 830 - 5521
社団法人 埼玉県建築士会		048 - 861 - 8221 http://www.ksaitama.or.jp/pg116.html
千葉県	県土整備部都市整備局 建築指導課建築指導室	043 - 223 - 3182
社団法人 千葉県建築士会		043 - 202 - 2100 http://chiba-kenchikushikai.com/licence/index.html
東京都	都市整備局市街地建築部 建築企画課建築士担当	03 - 5388 - 3356
社団法人 東京建築士会		03 - 3536 - 7711 http://www.tokyokenchikushikai.or.jp/narou/shiken/menkyo2008.htm
神奈川県	県土整備局建築住宅部 建築安全課指導監督グループ	045 - 210 - 6262
社団法人 神奈川県建築士会		045 - 201 - 1284 http://www.kanagawa-kentikusikai.com/register/index.html#03
新潟県	土木部都市局建築住宅課 建築指導係	025 - 280 - 5441
一般社団法人 新潟県建築士会		025 - 378 - 5666 http://www.025arc.net/touroku/uketuke.html
富山県	土木部建築住宅課 建築指導係	076 - 444 - 3356
社団法人 富山県建築士会		076 - 482 - 4446 http://toyama-kenchikushikai.or.jp/?page_id=21

名称	担当部署	連絡先
石川県	土木部建築住宅課 建築行政グループ	076 - 225 - 1778
社団法人 石川県建築士会		076 - 244 - 2241 http://www2.odn.ne.jp/~aaw76880/
福井県	土木部建築住宅課 建築環境グループ	0776 - 20 - 0506 http://www.pref.fukui.jp/doc/kenchikujuutakuka/kenchikusi.html
山梨県	県土整備部建築住宅課 防災担当	055 - 223 - 1734 http://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/kenchikushi.html
長野県	建設部建築指導課 指導審査係	026 - 235 - 7335
社団法人 長野県建築士会		026 - 235 - 0561 http://www.nagano-kenchikushikai.org/guide/touroku.html
岐阜県	都市建築部建築指導課 建築指導係	058 - 272 - 8685
社団法人 岐阜県建築士会		058 - 215 - 9361 http://www.gifukenchikushikai.or.jp/try/cat236/
静岡県	くらし・環境部建築住宅局 住まいづくり課	054 - 221 - 3072
公益社団法人 静岡県建築士会		054 - 254 - 9381 http://www.shizu-shikai.com/metaview/55
愛知県	建設部建築担当局 建築指導課 業務・管理グループ	052 - 954 - 6585
公益社団法人 愛知建築士会		052 - 261 - 1451 http://www.asanet.or.jp/license/index.html
三重県	県土整備部建築開発課 宅建業・建築士グループ	059 - 224 - 2708
社団法人 三重県建築士会		059 - 226 - 0109 http://homepage3.nifty.com/mie-kenchikushikai/2kenchikushi/kenchikushi_toroku.html
滋賀県	土木交通部建築課 営繕企画担当	077 - 528 - 4251
公益社団法人 滋賀県建築士会		077 - 522 - 1615 http://www.kentikushikai.jp/cgi/phtml/regist.html
京都府	建設交通部建築指導課	075 - 414 - 5341
社団法人 京都府建築士会		075 - 211 - 2857 http://www.kyotofu-kenchikushikai.jp/menkyo/

名称	担当部署	連絡先
大阪府	住宅まちづくり部 建築指導室建築安全課 計画・指導グループ	06 - 6210 - 9727
社団法人 大阪府建築士会	大阪建築登録センター	06 - 6947 - 1961 http://www.oaaf.or.jp/touroku-osaka/01/index.html
兵庫県	県土整備部住宅建築局 建築指導課管理係	078 - 362 - 3608
社団法人 兵庫県建築士会		078 - 327 - 0885 http://www.hyogo-aba.or.jp/kentikusisupport/sinseitouroku/nimoku_sinseitouroku4.htm
奈良県	土木部まちづくり推進局 建築課総務宅建係	0742 - 30 - 3111 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-3737.htm
和歌山県	県土整備部都市住宅局 建築住宅課建築指導班	073 - 441 - 3184
社団法人 和歌山県建築士会		073 - 423 - 2562 http://homepage2.nifty.com/waba/
鳥取県	生活環境部くらしの安心局 住宅政策課	0857 - 26 - 7697
社団法人 鳥取県建築士会		0857 - 21 - 7280 http://www.aba-tori.or.jp/jimukyoku/368/
島根県	土木部建築住宅課 建築指導スタッフ	0852 - 22 - 5219
社団法人 島根県建築士会		0852 - 24 - 2620 http://aba-shimane.or.jp/touroku/index.html
岡山県	土木部都市局建築指導課 建築審査班	086 - 226 - 7499
社団法人 岡山県建築士会		086 - 223 - 6671 http://www.aba-momo.com/henkou.html
広島県	土木局建築課 建築士グループ	082 - 513 - 4184
社団法人 広島県建築士会		082 - 244 - 6830 http://www.k-hiroshima.or.jp/touroku/2kyu-mokuzo.html
山口県	土木建築部建築指導課 指導班	083 - 933 - 3835
社団法人 山口県建築士会		083 - 922 - 5114 http://www.y-shikai.or.jp/exam2-regist.html
徳島県	県土整備部住宅課 建築指導室指導・宅建担当	088 - 621 - 2604 http://www.pref.tokushima.jp/docs/2009082401468/
香川県	土木部建築指導課	087 - 832 - 3611 http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchikushido/3_sheet/sheet_link/sheet_siho.htm

名称	担当部署	連絡先
愛媛県	土木部建築住宅課	0 8 9 - 9 1 2 - 2 7 5 5
社団法人 愛媛県建築士会		0 8 9 - 9 4 5 - 6 1 0 0 http://homepage3.nifty.com/ehime-shikai/sub/sikaku.html
高知県	土木建築部建築指導課 指導担当	0 8 8 - 8 2 3 - 9 8 9 1
社団法人 高知県建築士会		0 8 8 - 8 2 2 - 0 2 5 5 http://www.inforyoma.or.jp/sikai/
福岡県	建築都市部建築指導課 建築指導係	0 9 2 - 6 4 3 - 3 7 2 1
社団法人 福岡県建築士会	福岡県建築登録センター	0 9 2 - 4 4 1 - 1 8 6 7 http://www.f-shikai.org/index.shtml
佐賀県	県土づくり本部建築住宅課	0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 6 4 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1265/_28559/_22613.html
長崎県	土木部建築課 審査指導班	0 9 5 - 8 9 4 - 3 0 9 3
社団法人 長崎県建築士会		0 9 5 - 8 2 8 - 0 7 5 3 http://www.nagasaki-kenchikushikai.ngs.jp/
熊本県	土木部建築住宅局建築課 建築物安全推進室 建築指導班	0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 3 4
社団法人 熊本県建築士会		0 9 6 - 3 8 3 - 3 2 0 0 http://www.kumashikai.or.jp/list/registration/
大分県	土木建築部建築住宅課 指導審査班	0 9 7 - 5 0 6 - 4 6 7 9
社団法人 大分県建築士会		0 9 7 - 5 3 2 - 6 6 0 7 http://www.oita-shikai.or.jp/mokuzou/index.html
宮崎県	県土整備部建築住宅課 建築指導担当	0 9 8 5 - 2 6 - 7 1 9 5
社団法人 宮崎県建築士会		0 9 8 5 - 2 7 - 3 4 2 5 http://www.miyazaki-aba.or.jp/cgi-bin/news/SkinView.cgi?mode=1&cid=1&id=126&html=./detail01.html&link=1
鹿児島県	土木部建築課 計画指導係	0 9 9 - 2 8 6 - 3 7 1 0 http://www.pref.kagoshima.jp/infra/kentiku/yoshiki/kenchikushiyoshiki/index.html
沖縄県	土木建築部建築指導課 指導班	0 9 8 - 8 6 6 - 2 4 1 3 http://www.pref.okinawa.jp/kenshidou/cn16/pg249.html